香教連新聞　平成２１年６月２３日　号外　【発行の期日　毎月１０日発行】　【平成４年７月２４日第三種郵便物認可】

香教連速報　人事委員会への要望

教員が誇りをもって職務に専念できる環境を！！

香教連は、６月２３日（火）１５：００から県庁２階人事委員会会議室において、香川県人事委員会への要望を行った。香教連側は、森委員長以下３名が出席。人事委員会側は、関委員長、小川委員、桑城委員の３名が対応した。主な要望と回答は、以下の通り。**太字は要望項目、香教連の主張はゴシック、人事委員会**の回答は明朝斜体字で表記している。

１　平成２１年度教職員給与要求について

○　人事委員会の給与勧告と異なる財政再建政策による減額措置の早期解除を、当局に働きかけること。

【中浦副委員長】新たな財政再建政策による月例給の減額措置が２年目を迎えている。昨年度も要望させていただいたが、月例給減額措置の継続については、多くの教職員が納得していない。一刻も早い給与減額措置の解除を、県教育委員会にも要望を続けるが、人事委員会からも当局に働きかけていただきたい。

【関委員長】香川の財政状況は、行政的な努力を上回る問題の発生により、計画通りに財政再建が進まず、さらなる財政再建方策が示された。勧告にもあるように、人事委員会としては、一日でも早く本来の給与状況に回復を要望している。あまりにも長く給与減額措置が続いている現状は、問題であるという認識を持っている。民間の給与状況を調査し公務員給与に反映させるのが人事委員会勧告の趣旨である。現在調査中の結果を検討し、秋には適正な勧告を行う予定である。

○　教育委員会との連携を図り、主幹教諭の特２級を改め、新３級とし、教職員の給料表を新たな５級制とするとともに、指導教諭にも新３級を適用すること。

【森委員長】主幹教諭導入にあたり、給料表の２級と３級の間の金額を採用した特２級が設置されている。単純に２．５級に当たる給料表では、職責に見合う給料にはならず、東京のように希望する人が少ないといった事態にもなりかねない。真の意味での５級制となるよう、さらなる給与表の改訂をお願いしたい。また、本年は設置が見送られたが、指導教諭は、教諭など職員に教育指導の改善や充実のために必要な指導・助言を行うことになっている。指導教諭が設置された際には、新３級の適用を望む。指導教諭を設置することによって、「管理」と「指導」という、管理職とは違う道ができ、真の意味でのキャリアの複線化の実現につながる。

【関委員長】５給制については長年要望いただいている。その趣旨は少しずつではあるが実現の方向に向かっている。本来のシステムでは、特２級にあがった際、給与が増額するはずである。減給補償中ということでほとんど給与の増額が無かったケースも承知しているが、システム上は致し方ない。指導教諭の設置については、任命権者である教育委員会と意見交換をされることを望む。設置したいという話になればその処遇について勧告する。

２　諸手当の改善について

○　地域手当の支給率を３％にするとともに、支給地域を全県にすること。

【中浦副委員長】昨年の人事委員会勧告で、高松市に在勤する職員に段階的に地域手当を支給することになった。しかし、財政再建政策による給与の減額措置によって、全額減額されている。

この地域手当については、「県域全体を１つの地域とするという考え方も、明らかに地域手当の制度趣旨に反するものとも思われない」との考えを示していただいている。全額減額され、支給されていない今だからこそ、その支給要件について全県一律支給を要望し続けたい。

【関委員長】要望の趣旨はよくわかる。地域手当に対する問題点は承知している。地域手当の支給については、本来国の制度であり、香川県も条例上合わせている。ただ、全県一律支給となった場合、手当の新設と同様の結果となる。全県一律支給に関しては、本県の財政状況を考えると非常に難しい内容であるが、人事委員会としても常に意識し、検討課題の一つであると考えている。

○　今期凍結された期末勤勉手当の解凍と、支給率（現４．５月分）のさらなる改善をすること。

【地下事務局長】本年５月の「職員の期末勤勉手当に関する報告と勧告」により、期末勤勉手当０．２月分が凍結された。先ほども述べたように、現在月例給の減額措置が継続中での期末勤勉手当の凍結は教職員にとって大きなダメージとなっている。

是非とも１０月の人事委員会勧告において、今期凍結された０．２月分の解凍勧告並びに、支給率アップが望めないとしても現支給率（４．５月分）の堅持を要望する。

【関委員長】５月の「期末勤勉手当０．２月凍結」については、現在調査中のいわゆる定例民間比較調査の結果に基づき対応を決定する。したがって、比較調査の結果を精査し、秋には凍結部分も含めた勧告となる予定である。

○　引き続き教職調整額の支給を行うとともに、現行４％を８％相当にし、職責に応じた手当の支給とすること。

【森委員長】「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」の「審議のまとめ」では、「教職調整額を時間外勤務手当化することは一つの有効な方策」とされた。香教連としては、①管理職による教員の時間管理の困難さ　②部活動指導の取り扱い③持ち帰り業務の取り扱い等の観点から、教職調整額の堅持を要望する。また、現在の残業時間を加味した教職調整額の支給率は、１０％程度が妥当であると考えるが、種々の要件も勘案し、８％程度となることが望ましいと考える。関係諸機関へ要望いただきたい。

【関委員長】教職調整額に関しては、国全体でどう運用していくのか議論されるべきである。個人的には、教員に対して「超過勤務手当」の導入は難しいと考える。教職調整額を廃止して時間外勤務手当とするのか、時間外勤務手当を新設するのか、導入は可能なのか等議論の必要がある。また、教職調整額の支給率については、現段階として８％への増額支給は難しい情勢であろう。

３　勤務条件の整備について

○　教職員の特殊性に鑑み、介護休暇期間を最大１年間に延長すること。

【地下事務局長】現在の制度では、８月までに介護休暇を取るとすると、年度途中に、学級担任が２回替わるようになる。教員が、子どもたちのことを考えて、取るタイミングを失ってしまったり、介護が必要なときに十分介護できなかったりするケースが懸念される。もし、「介護休暇期間が最大１年間」になったとすると、３月まで代替教員に任せることができる。つまり、その学年の年度末までという区切りのいい期間内で、介護休暇を取得できるようにしていただきたいということである。教職員の年齢構成を考えると、これから介護休暇を取りたいと考える教員は、増えてくると考えられる。ぜひ、前向きに検討していただきたい。

【関委員長】　介護に関する内容は、時代の要求でもあると思う。在宅介護や、勤めながらの介護等も考えると介護休暇の重要性はよくわかる。学校現場の様子から判断すると、要望の趣旨も理解できる。介護休暇期間が６か月から一挙に１２か月になるかどうかはわからないが、介護の問題は、避けて通れない課題であるので、国も整備していく必要があるだろう。課題であることは、十分認識している。問題意識をもって議論したい。

桑城委員　　関委員長　　小川委員

本年10月の人事委員会勧告まで、粘り強く交渉を続ける所存である。

ご意見ご要望は下記アドレスまで！

info@kakyoren.com
http://www.kakyoren.com